

各所属所長 様

公立学校共済組合高知支部事務局長

組合員証・被扶養者証等の印字に係る変更事項について（通知）

日頃から当共済組合の事業運営に関し、ご理解・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

令和元年5月22日公布の「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第9号）同法附則第9条の規定により地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）が一部改正されました。

これに伴い、令和3年3月から「オンライン資格確認」（マイナンバーカードや組合員証等の提示により、医療機関等の窓口で資格情報の確認をオンラインで行う仕組み）が開始される予定となっており、マイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始されます。

このオンライン資格確認の開始にあたり、組合員証等の番号を個人単位化する必要があることから、令和元年11月1日公布の「地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令」（令和元年内閣府・総務省・文部科学省令第6号）により、令和2年10月1日以降に新たに交付される組合員証等の記号・番号に枝番（個人を識別する2桁の番号）が追加されることとなりました。（※下記1参照）

つきましては、貴所属の組合員への周知等適切にご対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 組合員証等の印字の変更点

- ①番号に枝番が追加印字されます。
- ②これまで印字されていた整理番号がなくなります。

（令和2年9月30日までに交付された組合員証等）

公立学校共済組合	本人	令和〇年〇月〇日交付	整理番号 00
組合員証	記号	公立高知	番号 123456
氏名	キョウイ タロウ 共済 太郎		
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日 性別 男		
資格取得年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		

（令和2年10月1日以降に交付される組合員証等）

公立学校共済組合	本人	令和〇年〇月〇日交付	ここに枝番が追加されます。
組合員証	記号	公立高知	番号 123456 (枝番)00
氏名	キョウイ タロウ 共済 太郎		
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日 性別 男		
資格取得年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		

※限度額適用認定証や高齢受給者証等にも枝番が印字されます。

2. 既に交付されている組合員証等について

現在お持ちの組合員証等には枝番の印字はありませんが、令和3年3月以降も引き続きご利用になれますので、再交付等の手続きは不要です。

今後もお手元にある組合員証等を大切にお取り扱いいただきますようお願いいたします。

3. オンライン資格確認及びマイナンバーカードの健康保険証としての利用について

オンライン資格確認のためには、当共済組合にマイナンバー（個人番号）が登録されている必要があります。

組合員となったときや被扶養者の認定申告を行う際には、「個人番号記入様式」によりマイナンバーを届出いただくこととなっていますので、忘れずに手続きを行ってください。手続き方法は高知支部のホームページの「福祉事務の手引」※をご覧ください。

※公立学校共済組合高知支部トップページ>高知支部について>福祉事務の手引>（手引1）組合員資格

また、マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、マイナンバーカード取得後にマイナポータルでの利用申込が必要となります。

参考として、内閣府・総務省・厚生労働省作成のリーフレット「マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！」を添付していますので、利用申込方法等についてご覧ください。

なお、マイナンバーカードについてのリーフレット等は、公立学校共済組合本部のホームページからご覧いただけます。

※令和3年3月以降、現在の組合員証等とマイナンバーカードのどちらでもオンライン資格確認ができます。

〔 担 当 〕 公立学校共済組合高知支部 共済班
〔 TEL 〕 088—821—4813

利用申込受付開始！

マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できるようになります！

2021年3月(予定)から利用開始

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。



医療機関や薬局の受付で マイナンバーカードを 顔認証付きカードリーダーに かざすだけ！

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

利用申込はカンタン！ 今すぐ申込可能

☑ まずは必要なものをチェック！



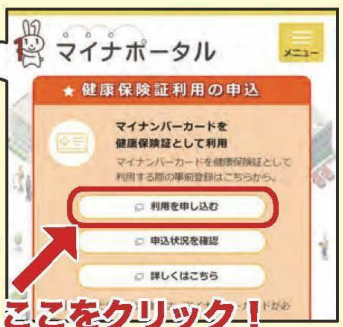
- ① 申込者本人のマイナンバーカード
+ あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号 (数字4桁)
- ② マイナンバーカード読取対応のスマホ (又はPC+ICカードリーダー)
- ③ 「マイナポータルAP」のインストール



- STEP1** ● ブラウザで「マイナポータル」と検索し、マイナポータルへアクセスする。
※「マイナポータルAP」は閉じてください。
- STEP2** ● 「健康保険証利用の申込」の「利用を申し込む」をクリックする。
- STEP3** ● 利用規約等を確認して、同意する。
※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。
- STEP4** ● マイナンバーカードを読み取る。
数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

申込完了!!

マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん



ウラ面も見えてね!



どんないいことがあるの？

就職・転職・引越をしても
健康保険証として
ずっと使える！

※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。



あなたが同意をすれば、
初めての医療機関等でも、
今までに使った正確な薬の
情報が医師等と共有できる！



マイナポータルで
自身の特定健診情報や
薬剤情報・医療費情報が
見られる！



マイナポータルを通じた
医療費情報の自動入力で、
確定申告の医療費控除が
カンタンに！



限度額適用認定証がなくても
高額療養費制度における
限度額以上の支払が免除される！



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診察情報がマイナンバーと紐付くことはありません。
※現在の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。



いつから使えるの？

現在

- マイナポータルで、利用申込受付中！

2021年3月（予定）から

- 医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードの健康保険証利用が可能に
- マイナポータルで、順次特定健診情報の閲覧が可能に

2021年10月（予定）から

- マイナポータルで、薬剤情報・医療費情報の閲覧が可能に

2021年分所得税の確定申告（予定）から

- 確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費情報を自動入力することが可能に



マイナンバーカードの
申請はお早めに！



申込方法は
特設ページでも
確認できます！



https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html



健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナンバー総合
フリーダイヤル

マイナンバー
0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分